

建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る軽微な変更説明書  
(第一面)

年 月 日

焼津市長又は建築主事 様

申請者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、下記に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

記

1. 軽微な変更の別

建築物エネルギー消費性能確保計画	(省令第5条)	<input type="checkbox"/>
建築物エネルギー消費性能向上計画	(省令第25条)	<input type="checkbox"/>

2. 概要

(1) 建築物の名称	
(2) 建築物の所在地	
(3) 適合判定通知書等の年月日・番号	
(4) 変更の内容	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画 (住宅・標準計算又は非住宅)</p> <p><input type="checkbox"/> 省エネ性能が向上する変更 (ルートA)</p> <p><input type="checkbox"/> 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 (ルートB)</p> <p><input type="checkbox"/> 再計算によって基準適合が明らかな変更 (ルートC)</p> <p>(住宅・使用基準)</p> <p><input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更</p> <p><input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能向上計画における工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更</p>
(5) 備考	

※ 受付欄	※ 特記欄

(第二面)  
(ルートA)

(7) 変更の内容 「性能が向上する変更」

・該当する変更の□に、チェックを入れてください。

(住宅部分)

- ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更  
(外皮面積が変わらない場合に限る。)、または開口部面積が増加しない変更
- ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ③空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更 (制御方法等の変更を含む。)
- ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

(非住宅部分)

- ①建築物の高さ若しくは外周長の減少
- ②外壁、屋根若しくは外気に接する床の面積の減少
- ③空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- ④設備機器の効率向上・損失低下となる変更
- ⑤設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
- ⑥その他 エネルギー消費性能の向上に関する変更該当するもの  
(内容 : )

・上記の□にチェックした項目についての具体的な変更の記載欄

(8) 添付図書等

・添付する図書等の□に、チェックを入れてください。

- 平面図     立面図     断面図     仕様書 (建築)     仕様書 (設備)
- その他 ( )

(ルートB)

(7) 変更の内容 「一定範囲内の省エネ性能が減少する変更」

(住宅部分)

該当する変更の□に、チェックを入れてください。

- ・変更前の BEI = ( )  $\leq$  0.9

①床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減

- ・変更前の UA 値 = ( )  $\leq$  ( )  $\times$  0.9、  
変更前の  $\eta_{AC}$  値 = ( )  $\leq$  ( )  $\times$  0.9

②外皮に係る変更で以下のいずれか

- 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更
- 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
- 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- 基礎断熱の基礎形状等の変更

- ・上記の□にチェックした項目についての具体的な変更の記載欄



(第二面)

(住宅・仕様基準)

(7) 変更の内容

「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」

該当する変更の□に、チェックを入れてください。

- 断熱構造とする部分の変更
- 外皮の断熱性能等の変更
- 開口部の断熱性能等の変更
- その他

(内容： )

- ・上記の□にチェックした項目についての具体的な変更の記載欄



(第三面)

(ルートB)

【空気調和設備】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射取得率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は現象

●外壁の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

●屋根の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

●外気に接する床の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

●窓の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

●窓の平均日射取得率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無  
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率

	変更前 (            ) 変更後 (            ) 増加率 (            ) %
(ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下	
●平均熱源効率 (冷房平均 COP)	
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増加 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 (            ) 変更後 (            ) 減少率 (            ) %	
●平均熱源効率 (暖房平均 COP)	
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増加 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 (            ) 変更後 (            ) 減少率 (            ) %	

(第三面)

(ルートB)

**【機械換気設備】**

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加	
●室用途 (            )	
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 (            ) 変更後 (            ) 増加率 (            ) %	
●室用途 (            )	
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 (            ) 変更後 (            ) 増加率 (            ) %	
(ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」の場合のみ)	
●室用途 ( 駐車場 )	

変更前・変更後の床面積 変更前 (            )    変更後 (            )    増加率 (            ) %
●室用途 ( 厨 房 )
変更前・変更後の床面積 変更前 (            )    変更後 (            )    増加率 (            ) %

(第三面)

(ルートB)

【照明設備】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加
●室用途 (            )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 (            )    変更後 (            )    増加率 (            ) %
●室用途 (            )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 (            )    変更後 (            )    増加率 (            ) %
●室用途 (            )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 (            )    変更後 (            )    増加率 (            ) %
●室用途 (            )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 (            )    変更後 (            )    増加率 (            ) %

(第三面)

(ルートB)

【給湯設備】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下

●湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

●湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

●湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

(第三面)

(ルートB)

【太陽光発電】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少

●変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ( )

変更後 システム容量の合計値 ( )

変更前・変更後のシステム容量の減少率 ( ) %

(ろ) パネル方位角について 30 度を越えない変更 又は 傾斜角について 10 度を越えない変

更	
● パネル番号 ( )	
<input type="checkbox"/> パネル方位角 30 度を超えない変更 ( ) 度変更 <input type="checkbox"/> パネル傾斜角 10 度を超えない変更 ( ) 度変更	
● パネル番号 ( )	
<input type="checkbox"/> パネル方位角 30 度を超えない変更 ( ) 度変更 <input type="checkbox"/> パネル傾斜角 10 度を超えない変更 ( ) 度変更	

(注意)

### 1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ④ チェックボックスがある場合においては、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

### 2. 第一面関係

- ① 「2. 概要」の「(3)適合判定通知書等の年月日・番号」欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更にあつては適合判定通知又は建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更にあつては認定通知書の年月日及び番号を記入してください。
- ② 「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、再計算によって基準適合が明らかな変更(ルートC)のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第二面及び第三面の添付は要しません。その場合にあつては、省令第11条により所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する、軽微な変更に該当していることを証する書面を添付してください。
- ③ 「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、建築物エネルギー消費性能向上計画における工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第二面及び第三面の添付は要しません。その場合にあつては、「(5)備考」欄に変更前後の工事の着手予定時又は完了予定時期を記入してください。
- ④ 「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第二面及び第三面の添付は要しません。その場合にあつては、省令第20条第1項に規定する図書のうち軽微な変更に係る部分又は省令第28条により所管行政庁が交付する、軽微な変更に該当していることを証する書面を添付してください。

### 3. 第二面関係

- ① 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、省エネ性能が向上する変更(ルートA)のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、ルートA用の第二面を使用してください。
- ② 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、一定範囲内の省エネ性能が減少する変更(ルートB)のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、ルートB用の第二面を使用してください。また、第三面については、該当する設備のシートのみ添付

してください。該当がない設備のシートの添付は要しません。

- ③ 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、【住宅・仕様基準】のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、住宅・仕様基準用の第二面を使用してください。

#### 4. 第三面関係

- ① 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、省エネ性能が向上する変更（ルートA）のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第三面の添付は要しません。
- ② 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、一定範囲内の省エネ性能が減少する変更（ルートB）のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、該当する設備のシートのみ添付してください。該当がない設備のシートの添付は要しません。
- ③ 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、【住宅・仕様基準】のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第三面の添付は要しません。